
第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会基本法及び鹿児島県男女共同参画推進条例には、男女共同参画社会の形成について、5つの基本理念が規定されています。

この計画においては、平成20年度から平成24年度までの5年間にわたり、これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

鹿児島県男女共同参画推進条例に掲げる5つの基本理念

男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(第3条第1項)

社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(第3条第2項)

政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(第3条第3項)

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(第3条第4項)

国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。(第3条第5項)

2 基本目標

この計画では、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が県民一人一人の意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指して、次の2つの基本目標を定めます。

- 男女の人権が尊重される社会の形成
- 男女共同参画社会を実現する地域環境の創造



3 重点目標及び施策の方向

この計画において、特に重点的に取り組むべき目標とそれぞれの施策の方向は、次のとおりです。

そして、これらを着実に推進していくためには、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において男女共同参画社会に関する理解が深まり、実践される必要があります。このために、県民、事業者、市町村等と協働による取組を推進します。

重点目標 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

施策の方向

- ① 地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供
- ② 男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進
- ③ 公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮

重点目標 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の方向

- ① 学校における男女平等教育の推進
- ② 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
- ③ 多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実
- ④ 地域や職場における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり
- ⑤ 行政・教育機関における人材の育成

重点目標 3 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向

- ① 生涯を通じた女性の健康の保持増進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援等
- ③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

重点目標 4 女性に対する暴力の根絶

施策の方向

- ① 女性に対する暴力の予防と支援体制の充実
- ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカー行為などへの対策の推進
- ⑤ メディアにおける男女の人権への配慮

重点目標 5 高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進

施策の方向

- ① 高齢者等の自立と社会参画の促進
- ② 高齢者等の介護等支援体制の充実

重点目標 6 農林水産業，商工業の自営業等における男女共同参画の促進

施策の方向

- ① 農林水産業における男女共同参画の促進
- ② 商工業の自営業等における男女共同参画の促進

重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進

施策の方向

- ① 男女共同参画の視点に立った地域づくり
- ② 防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進
- ③ 国際交流における男女共同参画の促進

重点目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

施策の方向

- ① 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及
- ② 女性のチャレンジ支援
- ③ 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し
- ④ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援
- ⑤ 子育てに伴う社会的支援

重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向

- ① 審議会等への女性委員の登用促進
- ② 県，市町村における女性職員の登用促進
- ③ 意思決定過程への女性の参画の促進

重点目標 10 県民や事業者，NPO等との連携

施策の方向

- ① 民間団体等との連携の促進

重点目標 11 市町村との連携

施策の方向

- ① 市町村の取組への支援

4 計画の体系

基本
目標

男女の人権が尊重される社会の形成

男女共同参画社会を実現する地域環境の創造

重点目標

施策の方向

1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- ①地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供
- ②男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進
- ③公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ①学校における男女平等教育の推進
- ②家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
- ③多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実
- ④地域や職場における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり
- ⑤行政・教育機関における人材の育成

3 生涯を通じた女性の健康支援

- ①生涯を通じた女性の健康の保持増進
- ②妊娠・出産等に関する健康支援等
- ③健康をおびやかす問題についての対策の推進

4 女性に対する暴力の根絶

- ①女性に対する暴力の予防と支援体制の充実
- ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ③セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ④性犯罪、売買春、ストーカー行為などへの対策の推進
- ⑤メディアにおける男女の人権への配慮

5 高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進

- ①高齢者等の自立と社会参画の促進
- ②高齢者等の介護等支援体制の充実

6 農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進

- ①農林水産業における男女共同参画の促進
- ②商工業の自営業等における男女共同参画の促進

7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進

- ①男女共同参画の視点に立った地域づくり
- ②防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進
- ③国際交流における男女共同参画の促進

8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

- ①多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及
- ②女性のチャレンジ支援
- ③仕事と生活の両立支援と働き方の見直し
- ④多様なライフスタイルに対応した子育て支援
- ⑤子育てに伴う社会的支援

9 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ①審議会等への女性委員の登用促進
- ②県、市町村における女性職員の登用促進
- ③意思決定過程への女性の参画の促進

10 県民や事業者、NPO等との連携

- ①民間団体等との連携の促進

11 市町村との連携

- ①市町村の取組への支援

協働による男女共同参画社会づくりの推進

県の推進体制

- ①推進体制
- ②県男女共同参画センターの機能の充実
- ③男女共同参画の施策に関する申出への対応
- ④数値目標
- ⑤関連施策の進行管理
- ⑥計画の総合的評価